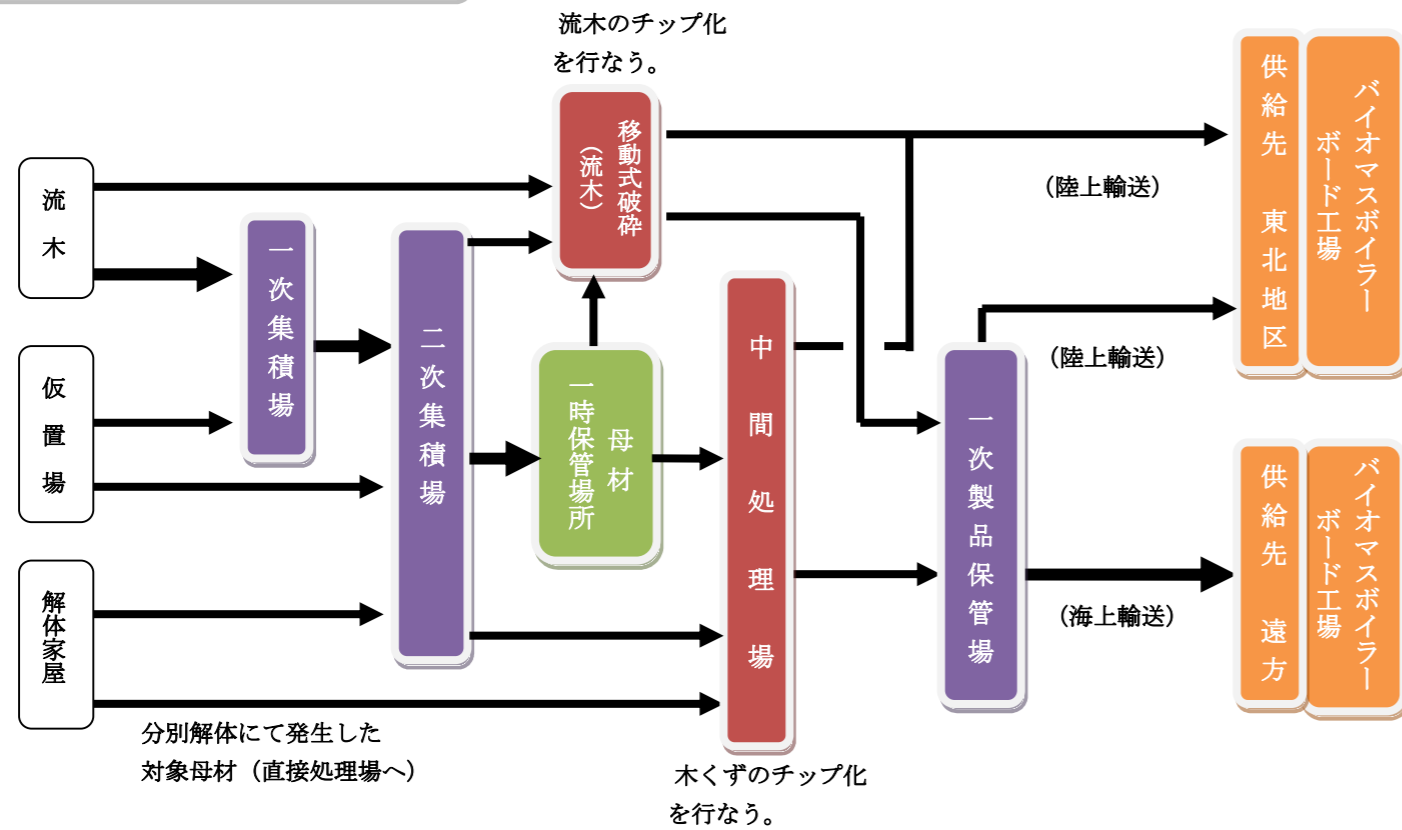


災害廃棄物（木くず）の処理フロー



【取扱い木材と用途】

分別木材	津波災害木くず	家屋倒壊木くず	手 段
角材	木質ボード原材料として扱う。【角材 A】	木質ボード原材料として扱う。【角材 B】	北日本協会員を中心に稼働できるチップ化施設（中間処理施設）を対象に破碎チップ化を行なう。
その他木くず	----- （塩分問題解決後に検討）	バイオマス燃料材として扱う。	
流木	木質ボード原材料として扱う。	-----	集積場若しくは母材保管場所にてチップ化する。（移動式破碎機の活用）

※ 津波災害木くずの角材 A 以外は、供給先と考えられるバイオマスボイラーの使用基準が塩分との関係上、現段階では明確でないため今回の検討では考慮しない。

【現状の知見】

① ボード用角材の潜在量について	2500 万 t（がれき）内、75%が木材であり、家屋の角材が 20%であることからボード材として 375 万 t の木材がリサイクル対象として考える。北日本協会の施設能力（③参照）を使っても 7.2 年（300 日/年稼働）はかかる。（流木については調査中）
② 災害木くず回収の対象エリア	対象エリア：青森・岩手・宮城・福島とする（但し、原発避難区域を外す） 回収エリア：片道 100km（地図上 80km 円内）を回収エリアを 1 施設当たりとして考える。
③ 需給バランス A：木材処理量 B：利用先への供給	A：チップ化施設（北日本協会員：25 施設：1736t/日ー能力） B：ボード需要量（調査中） 東北地区（陸送）、広域（海上輸送） ※7月より受け入れ実施が出来るように、現状の在庫処理を推進する必要あり。 ※ダスト抜きが不十分になる可能性が大きいので品質的に注文があれば出荷先と供給量に関し、協会にて調整する。
④ リサイクル対象木くずの品質	・燃え残っている部位があるものや、汚泥付着物が付いているものは対象から除く。 ・ダストについては、篩がある施設は多品種ボード原料を製造することが可能となる為優先的にこの手の木くずを引き受ける。 ・津波による塩分含有を考慮する必要があり、サンプリング方法は今回独自に設定した方法、分析手法については JIS 規格に準拠して行う。（詳細：別紙参照）

【現状の課題】

① 母材置き場の確保（大容量）	会員による置き場の提供を募る。又、公共場所（国、または自治体所管）にてストックの出来る場所を設けて頂く。 ※新潟中越地震の際には数年の間、需給バランス上、ストックヤードを活用した実績がある。
② 広域輸送	使用できる港湾施設、漁港の許可及び水深の安全性の問題。

【用語解説】

用 語	解 説
仮置場	回収前の町内会などの「ごみステーション」のイメージ。
解体家屋	家屋を解体した場合。直接一次集積場所に持ち込める。
一次集積場	回収物を分別する場所。（角材をリサイクル対象物として抜き取る）
二次集積場	一次集積場所で分別が不十分な場合や分別物を一定期間保管（中長期に亘る）が出来る場所。
母材一時保管場所	チップ化を行う木くずの長期的保管場所と分別。 ① 分別角材 ② 燃料用倒壊木くず ③ 流木
中間処理場（破碎）	一次または二次集積場からチップ化（破碎）を行う場所。 協会会員の施設がこれに該当する。（篩の有無により供給先が異なる）
一時製品保管場	製品チップの保管場所 （広域に出せるように港湾近くに設置する事が望ましい。）